輸出事業者が活用できる支援（１／３）

支援分野	支援の内容	支援対象等	担当及び問合せ先等
輸出商流の変化に対応した製造設備等の整備・導入等を支援	【輸出先国の市場変化に対応した食品等の製造施設等整備の緊急支援事業】 冷凍食品等の家庭食用化を進めるための製造ラインや保冷庫の整備、小分け機などの設備の整備や導入を支援。	支援対象：食品事業者等 補助率：対象経費の1/2 事業実施主体：都道府県等	食料産業局輸出先国規制対策課 TEL：03-6744-7184 https://www.maff.go.jp/j/shokusan/export/gfp/haccp.html
	【大径原木加工施設整備緊急対策】 行き場のなくなった大径原木を有効活用し、付加価値の高い木材製品に転換するための加工施設の整備を支援。	支援対象：木材関連事業者等 補助率：定額（1/2以内） 事業実施主体：都道府県	林野庁木材産業課 TEL：03-6744-2290 https://www.maff.go.jp/j/budget/attach/pdf/r2hosei-13.pdf
輸出等の新規需要獲得のための加工食品・外食メニューの開発、原料切替に伴う経費等を支援	【輸出等新規需要獲得事業】 ①安定調達可能な原料への切替による加工食品・外食メニューの開発・実証試験・マーケティング調査・施設整備等を支援。 ②長期調達契約を締結した食品製造事業者・外食事業者等に対して、安定調達可能な原料の切替に伴う経費を支援。	支援対象：食品事業者等 補助率：対象経費の1/2以内 事業実施主体：民間団体等	食料産業局食品製造課 TEL：03-6744-7180 https://www.maff.go.jp/j/budget/attach/pdf/r2hosei-13.pdf
コメ・コメ加工品の生産ライン整備等を支援	【コメ・コメ加工品輸出拡大緊急対策事業】 ①パックご飯の製造ラインや輸出を継続・拡大するための保管施設等の整備を支援。 ②パックご飯等コメ・コメ加工品の海外市場開拓の取組を支援。	① 支援対象：食品製造業者等 補助率：対象経費の1/2以内 事業実施主体：都道府県 ② 支援対象：事業者 補助率：定額、対象経費の1/2以内 事業実施主体：国	①政策統括官付穀物課 TEL：03-6744-2108 ②政策統括官付農産企画課 E-mail：kome_yusyutu@maff.go.jp TEL：03-6738-6069 https://www.maff.go.jp/j/budget/attach/pdf/r2hosei-13.pdf

輸出事業者が活用できる支援（２／３）

支援分野	支援の内容	支援対象等	担当及び問合せ先等
債務保証	【中小食品流通事業者の信用力強化事業】 債務保証による信用力強化、既往の債務保証先の返済不能の際の代位弁済により中小食品流通事業者等を支援。	支援対象：中小食品流通事業者等 支援内容：債務保証・代位弁済 事業実施主体：(公社)食品等流通合理化促進機構	食料産業局食品流通課 TEL：03-3502-8267 https://www.maff.go.jp/j/budget/attach/pdf/r2hosei-2.pdf
新規・有望市場の維持・開拓に必要な商談・プロモーションの支援	【仕向け先の転換等のための日本産農林水産物・食品の海外向け商談・プロモーション】 ①新規輸出及び輸出先国での仕向け先転換のためJETROによる海外見本市への出展、商談会の開催等を支援。 ②PRキャンペーンの実施、日本産農林水産物・食品の海外販路の開拓、海外コールドチェーンへの対応等を支援。 ③新たな市場等への輸出を行う輸出商社等の商談・商流構築、「日本産食材サポーター店」、現地輸入商社等の日本産食材キャンペーンを支援。 ④輸出商流を有する事業者による水産エコラベル認証水産物の輸出に向けた取組を支援。	① 支援対象：JETRO・民間事業者等 補助率：定額 事業実施主体：JETRO ②③ 支援対象：JETRO・民間事業者等 補助率：定額、対象経費の1/2以内 事業実施主体：JETRO・民間事業者等 ④ 支援対象：民間団体等、民間事業者等 補助率：定額、対象経費の1/2以内 事業実施主体：民間団体等	食料産業局海外市場開拓・食文化課 TEL：03-3502-3408 https://www.maff.go.jp/j/budget/attach/pdf/r2hosei-13.pdf

輸出事業者が活用できる支援（３／３）

支援分野	支援の内容	支援対象等	担当及び問合せ先等
金融支援	農林漁業セーフティネット資金等の経営維持・再建に必要な資金の実質無利子化・無担保化等を措置	支援対象：輸出事業者 融資機関：日本政策金融公庫、農協等民間金融機関等	経営局金融調整課 TEL：03-3501-3726
持続化給付金	中堅企業、中小企業、小規模事業者、フリーランスを含む個人事業者等、その他各種法人で売上が前年同月比50%以上減少している事業者。	法人は200万円以内、個人事業者は100万円以内を支給。	経済産業省 中小企業金融・給付金相談窓口 TEL：0570-78-3183 https://www.meti.go.jp/covid-19/pdf/kyufukin.pdf
雇用調整助成金	労働者に対して一時的に休業、教育訓練又は出向を行い、労働者の雇用の維持を図った事業主に、休業手当、賃金等の一部を助成（令和2年4月１日から令和2年6月30日までの休業等に適用）。 （１）休業等計画届の事後提出が可能 （２）生産指標の確認対象期間を３か月から１か月に短縮 （３）最近３か月の雇用指標が対前年比で増加していても助成対象 （４）事業所設置後1年未満の事業主についても助成対象	・休業手当に対する助成 ➢中小企業　4/5、 ➢大企業　　2/3 ・解雇を行わない場合に助成率の上乗せ ➢中小企業　9/10、 ➢大企業　　3/4　など ※１日当たり助成額上限 8,330円 ・教育訓練をした場合※ ➢中小企業　2,400円/日加算 ➢大企業　1,800円/日加算 ※雇用保険被保険者のみ	最寄りの都道府県労働局・ハローワークまたは学校等休業助成金・支援金、雇用調整助成金、個人向け緊急小口資金 TEL：0120-60-3999 https://www.maff.go.jp/j/keiei/nougyou_jinzaiikusei_kakuho/singatakoronataiou/kinnkyuutokuteitiiki.html 雇用保険、労災保険暫定任意適用事業所のうち未加入の事業所の場合、厚生労働省への申請に先立ち、農政局等が発行する「農業等個人事業所に係る証明書」が必要。